

報告第2号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

資料

法律上の義務に関する損害賠償額の決定

区分	1		2	3	
相手方	世田谷区 砧 5 丁目 在住 男性 (運転手)	大田区 南久が原 2丁目 工事業者 (車両所有者)	杉並区 成田西 3 丁目在住 男性	杉並区 和田 2 丁目在住 女性	
事故日	平成 24 年 11 月 16 日		平成 24 年 12 月 19 日	平成 24 年 12 月 20 日	
場所	杉並区方南 2 丁目		杉並区成田西 3 丁目	杉並区和田 2 丁目	
車両等	区側	清掃車		庁有車	
	相手側	ワンボックスカー		自転車	
状況	接触		接触	接触	
内容	人身	物損	人身	人身	物損
金額	50,398 円	353,934 円	348,782 円	34,850 円	1,560 円
	404,332			36,410	

区分	4	5	
相手方	栃木県 足利市五十部町 観光バス会社	杉並区 堀ノ内3丁目在住 男性	
事故日	平成25年1月14日	平成25年6月4日	
場所	杉並区成田東5丁目	杉並区堀ノ内3丁目	
車両等	区側	清掃車	清掃車
	相手方	観光バス	ブロック塀
状況	接触	接触	
内容	物損	物損	
金額	107,750 円	29,400 円	